

日光市は 住宅の耐震化を応援します

日光市建築住宅課 建築指導係 TEL0288-21-5197

日光市木造住宅耐震診断等経費補助制度のご案内

市では市民の皆さんに行う住宅の耐震化の費用の一部を助成します

ステップ
1

お住まいの住宅の耐震性に不安がある方 まずは、ご相談ください

建物は昭和56年5月31日
以前に建てられましたか？

いいえ

市補助の対象にはなりませんが、専門家に
耐震診断をしてもらうことをお勧めします。

はい

耐震診断を希望しますか？

いいえ

耐震アドバイザー派遣制度（費用無料）
栃木県の認定を受けた耐震アドバイザーと
市職員が自宅に伺い相談に応じます。市に
お申し込みください。

はい

耐震診断

大地震に対する住宅の耐震性の調査

ステップ
2

耐震診断の結果、補強の必要があると判断された場合は、 住宅の耐震化に補助制度が利用できます

住み続ける

建て替える

耐震改修

耐震改修工事により地震に対する安全性を確保する

シェルター補強

命を守る最低限の対策として、耐震シェルターや
防災ベッドを設置する

耐震建替え

耐震診断の結果、補強の必要
があると判断された住宅を解
体し、建て替え前の住宅と同
一敷地内に新たな一戸建て住
宅を新築する

住宅の耐震化に関するお問い合わせは



日光市建築住宅課 建築指導係

TEL 0288-21-5197

<http://www.city.nikko.lg.jp>

日光市耐震

検索

補助制度のご案内

市内にある、昭和56年5月31日以前に着工または完成した地上階数2階建て以下の一戸建て木造住宅（在来軸組構法、または伝統的構法）が対象です。この他にも要件がありますのでくわしくはお問い合わせください。



その他の住宅関連助成制度

- ◇日光木材プレゼント 市内に新たに木造住宅を建てる方に資材の一部をプレゼント
(お問い合わせ先：農林課林政係 21-5104)
- ◇ブロック塀等撤去費補助制度 地震によるブロック塀、石塀等の倒壊または転倒による災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、ブロック塀等の撤去工事等に関する経費の一部を補助
(お問い合わせ先：建築住宅課建築指導係 21-5197)

補助金申請手続きの流れ

補助金を申請する前に事業（耐震診断、設計、工事）に着手（契約、解体、支払い、確認申請など）したものは対象となりません。原則として、申請した年度内に完了報告ができるものが対象です。耐震改修や耐震建替えを行う場合は、事業期間が長くなることが予想されますので、必ず耐震診断を行う前に市に相談をしてください。



ホームページより申請書のダウンロードができます <http://www.city.nikko.lg.jp>

日光市耐震

検索